

差別に気づいた！わたしから、わたしたちの平等へ。  
「女性差別撤廃条約」リテラシーUP プロジェクト  
声を「集める」ワークショップ 2020年10月10日開催／報告書

特定非営利活動法人 参画プラネット

## 1 テーマ

「女性差別撤廃条約」リテラシーUPプロジェクト 声を「集める」ワークショップ in 盛岡／対面

## 2 企画趣旨

「女性差別撤廃条約」に関するリーガルリテラシーを高め、ジェンダー平等な社会を実現することをめざし、参画プラネットは、①学ぶ、②集める、③広げるという枠組みで「女性差別撤廃条約」リテラシーUPプロジェクトを展開中です。

このたびの企画は、上記の「②集める」ことを目的としています。具体的には、「女性差別撤廃条約」を「①学ぶ」ための学習プログラムを基盤として、声を集める（モニタリング）ためのワークショップです。

## 3 開催概要

日時：2020年10月10日（土）午前10時から12時30分（150分）

会場：プラザおでって3階 大会議室（盛岡市中ノ橋通1-1-10）

参加費：無料

参加者数：35人（女性：34人、男性：1人）

講師：「女性差別撤廃条約」コーディネーター／渋谷典子（NPO法人参画プラネット代表理事）、重原惇子（同法人常任理事）

ファシリテーター：「女性差別撤廃条約」コーディネーター／林やすこ（同法人常任理事・事務局長）、伊藤静香（同法人常任理事）、中村奈津子（同法人常任理事）

主催：特定非営利活動法人参画プラネット 共催：もりおか女性センター、NPO法人参画プランニング・いわて

助成：赤松良子ジェンダー平等助成金（期間：2019年7月1日～2021年6月30日）

## 4 ワークショップの内容

時刻	内容	担当
10:00 ～10:05 (5分)	開会挨拶	司会：重原
10:05 ～10:20 (15分)	第一部：講義／リーガルリテラシーUP はじめに：参加者一人ひとりに「法は…」をテーマに、ポストイットに記してもらい、ホワイトボードで紹介。 講義内容 (1)「法」とは何か？ (2)「法」の目的は？ (3)「法」の体系・種類	講師：渋谷、重原
10:20 ～11:20 (60分)	第二部：講義とワーク／「女性差別撤廃条約」リテラシーUP (1)女性差別とは？ (2)女性差別撤廃条約を学ぶ！ (3)個人ワーク 講義と同時並行して、「女性差別撤廃条約」リテラシーUPワークシート（以下、ワークシート）の気になる言葉に線を引いてもらう個人ワークを実施。	講師：渋谷、重原 ファシリテーター：林、伊藤、中村

	<p>(4) 対話ワーク（二人での対話形式） 「何を読み取ったか」についてワークシートをシェアし、「女性差別撤廃条約」への理解を促進。</p> <p>(5) インタビュー シェアした内容についてインタビューし、「女性差別撤廃条約」を法的な視点から読み解く。</p>	
11:20 ～12:20 (60分)	<p>第三部：講義とワーク／リーガルマインド UP</p> <p>(1) リーガルマインドとは？</p> <p>(2) 個人ワーク 「女性差別撤廃条約」リテラシーUP 情報シート（以下、情報シート）を読みこみ、「女性差別撤廃条約」の条文へあてはめてみる。＜情報シートは、特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）がテーマ＞</p> <p>(3) インタビュー 条文へのあてはめについて、発表し、リーガルマインドの視点で学びを深める。 <u>今後に向けて：参加者一人ひとりに「法は…」をテーマに、ポストイットに記してもらい、ホワイトボードで紹介。</u></p>	講師：渋谷、重原
12:20 ～12:30 (10分)	閉会挨拶	司会：重原

## 5 成果と課題

### (1) ご協力のもとに開催

もりおか女性センターおよびNPO 法人参画プランニングいわての方々から、広報活動・開催場所の提供・当日の運営・コロナへの感染対策等といった多大なご協力のもと、ワークショップを開催することができました。この場を借りて、御礼申し上げます。

自治体職員、大学職員、労働組合関係者、女性センター職員、女性グループの方々といった多方面からの参加者が集い、「女性差別撤廃条約」を基盤として考える時間をもつことができました。

### (2) モニタリングシートについて

今回は、150分での設定で開催でき、第一部から第三部まで、講義およびワークについて、十分に時間をとって取り組むことができました。第三部のリーガルマインド UP の「課題を条約へ！あてはめてみよう」のコーナーでは、前回と同様に、コロナ禍で表出した課題として、特別定額給付金のあり方が「女性差別撤廃条約」に反しているかどうか、さらに、反している場合はどの条文があてはまるかについての検討を進めました。

ワークショップの最終段階で、各自にモニタリングシートへ回答していただき、「ワークショップへのモニタリング」を実施しました。モニタリングシートへは、ワークショップの内容と運営についての示唆が記されており、今後のワークショップ開催への役立つ情報となりました。詳細は、資料2へ記載します。

### (3) 「法は…」(ワークショップの内容：アンダーラインの部分) について

これまでと同様に、開始した際と終了した際に、一人ひとりに「法は…」とポストイットへ記載しました。ワークショップ終了時には、「変えることができる」、「チェックだけではなく行動も必要」、「活用・変革する」といった表現がみえてきています。

ワークショップに参加することで、自分の暮らしや人生に法をあてはめて考える姿勢が養われている様子がみられます。詳細は、資料1へ記載します。

## (1)-1 法は... Before in 盛岡 2020年10月10日

国家権力の暴走を防ぐ	国が定めた決まり、罰則を伴うもの
人間の最低限の共通ルール	決まり事、ルール ・社会・交通・会社・働き方・健康・生活・年金
・社会で生活する上でのルール・自分の権利を守るためのもの	・世の中を守るけれど、反対にしばることもできる ・権力との力関係によって変化するもの
守らなければならないもの	社会のおきて！→ルール →人を守るための権利尊厳
生活の基を規制する	・社会生活を多くの人々と共に行う上での約束事 ・それは誰もが平和と幸せを得られるものとなるもの
・守ってくれるもの・権利を確立するもの ・秩序を保つために必要不可欠なもの	・生活を守るもの・人権を保障するもの・健康で文化的で人間らしい生活を営むために必要なもの・人間が人間らしく生きるための必要なもの(自由の相互承認) ・権力をしばるもの
大事だけど、難しい...とっつきにくい	
社会を作っていくための基本的なルール	尊厳を守り、権利を保障するためのもの
多様な人々が暮らす社会で、全ての人々がしわ寄せに生きていくための最低基準..しかし、そうっていないのが現実	・決まりごと・物事を解決するための軸になるもの・固いもの ・むずかしいもの・人を守るもの
社会生活をしていく(進めていく)みんなのきまり	社会で守るべき秩序
むずかしいもの...でも、何かあったときに守ってくれるかもしれないもの。	人々が生活するうえでの目やす(基準)となる決め事 ・国会で定められる
人権を重視し、誰もが公平で安心して生活を営むことができるためのしくみ	生活を守る(生きる)考えの基礎となるもの

3

## (1)-2 法は...After in 盛岡 2020年10月10日

公正に、改正すべきところは改正し、公正に行使されなければならない	一人ひとりが自分ごととして、変えていく意識が必要 知る 気づく 学ぶ つながる...大切ですね
・私たちに強い強制力を持つけれども、私たちが作り、変えるもの ・その両輪の存在	・常に守られているがチェックが必要 ・チェックだけではなく、行動も必要
当たり前のことを当たり前にするための決まりごと	会話から、うまれる
変えられるもの...もっと良いものへ、変えていくべきもの	人の暮らしを守るための社会の進化するおきて
1枚目には、国が定める決まり(罰則を伴う)のみを書いたが、大きく社会生活・家庭生活の規範を求める部分を見ていなかった	現実の「オカシイ！」を問い直し、より、人権を保障できる社会にかえていくシステム
できる限り、活用する...また、変革(改正)する	知らなければならないもの
よりよい社会、個人の幸せを実現するためのツール(になれたらいいです)	自分らしく生きるためのもの
権利を保障すべきもの、生活のすべてに関わること	法は、自分たちの生活を守ったり、基準となるものだが、人によってつくられるので、「つくる人」の視点が大事
その時代の状況によって変えていく、変えていけるルール	・私たちが守ってくれるもの・個人(自分)が、自分らしく生きるために、必要なものと思う
守られているのか...チェックしなければならないもの	

4

## (2) モニタリング:その1 リーガルリテラシーUP➡ あなたが気づいたことは？

1	①法を理解すること ②法と関くと、あまり自分には関係ないものと思っていたが、とても大切なこと
2	①もっと主体的に法律を考えていかなければいけない
3	①女性差別撤廃条約選択議定書を批准すること ②その理由(学ぶことから)
4	①改めて勉強しなおすことができた ②法が自分自身の生活を関わっているという視点の大切さ
5	①改めて「法」とはを、考えてみる事ができた
6	①横文字に弱く理解しがたい
7	①ジェンダー六法が六法全書より優先位であること ②ジェンダー六法をはじめて知る機会となりました
8	①法にもいろいろなものがあり、社会の変化によって変えられるもの ②本当はとても身近なもの
9	①「法」を身近に感じ、気づく！事が大切と思った
10	①OP CEDAW ACTION！の中身を知った
11	①法は規制の面が強く、意識していたが、活用にシフトできるということ
12	①法を社会に適合させることが必要であること ②そのためには、女性が参画することが必要 ③生活の中での気づきが大切
13	①講義前は、法の拘束力・強制力の側面に無意識だった ②「自由な個人」と「法は変えられる」部分が強調があったと思う ③法は国や権力を縛り束縛するものだとことを発見した
14	①法について、個々もイメージはさまざま
15	①リテラシーUPは常に必要、大事にしたい
16	①日々、活動していることの大切さを改めて確認した
17	①こういうワークショップがまだまだ必要なのかと思いました。②興味のない人が関わっていくこと...知らないことを知ることが必要と思いました。
18	①「法」とは？の問い(始まりと終わり)がよかった
19	—

6

## (2) モニタリング その2 「女性差別撤廃条約」リテラシーUP➡ あなたが気づいたことは？

1	①この条約があること自体、知りませんでした ②批准されなければ、はじまらないことを知りました
2	①結構前に条約が締結されたにもかかわらず、未だに批准されていない事実
3	①参加し声を届ける(伝える力) ②身近な人たちとの対話をする(共有)
4	①岩手・盛岡は閉鎖的、まだまだ意識が低いと感じる ②教育の大切さ...若い年代への教育！
5	①大事な条約と思っていましたが、改めてきちんと学ぶことができた
6	①「女性差別撤廃条約」をもっと勉強したい 賛成している
7	①条約に賛同だけでは進まない、批准することが必要 ②一人ひとりが声をあげることができる
8	①当たり前と思っていた男女の役割分担が、実は不平等なものが多い
9	①働き方のなかの差別 ②政策決定の場に女性が少ない問題...どうするの？
10	①若い世代に、学びを広げる必要がある ②男性ももっと
11	—
12	①署名と批准の違い ②女性を支援する声のかけ方 ③様々な価値観
13	①国内の様々な法律が、この条約への批准から始まったこと
14	①批准されて20年たつのに、なんでこんなに守られてないの？ ②意識がかわらないの？
15	①条文をより理解できた
16	①“国際協力”を考えるとどうに“力”になると認識
17	①まだまだ進んでいないことがあるが、確実に実現していることもある→当たり前になっている・女性の育児休業・住民票の男女別の不記載など →これらをひらいて、次は何を！実現していくのか...具体的にステップアップしていく希望があることを伝えてほしい
18	①ワークシートがあり、条約が簡潔に説明されていた
19	①LGBTQの視点について、ふかく考えたいと思った ②女性ということだけではなく、女性のなかにもジェンダー視点のない人がたくさんいる

7

## (2) モニタリング その3 リーガルマインドUP ♪ あなたが気づいたことは？

1	①事実を確かめることが必要 ②自分が単におかしいと思うだけでなく、複眼的にみることも必要であること
2	①示していただいた5つの力を身につけるように意識していくこと
3	①ルールを事実にあてはめる ②意見と事実を区別する力 ③複眼的にみる力（足りない自分を発見）
4	①実生活に落とし込んで考えられる力を身につけたい ②問題に直面した時に、解決法をさぐる力の大切さ
5	①いつも、「それは何」「どうということ」という視点を持つこと *日本政府って...どうなの??
6	①文の中に、法との矛盾をみつける事
7	①意見と事実を区別する力 ②いくつもの目をもって見る事
8	①本を読んだり、研修を受けたり、もっと知りたいと思いました *エピソード...良かったです。分かりやすく、気づきを与える
9	①問題の区別...まとめる。気付くことができる
10	①学習のさせ方が“気づき”が多い能動的なもので、とても勉強になりました ②自分の仕事の参考にさせていただきます
11	①選択議定書の 批准への情報をもらえて良かった
12	①意見と事実を区別する力の必要性 ②自分のやっていることがどこにあてはまるのか、足りない力な何かを考えることの必要性
13	①リーガルマインド①～⑤を思いこなす難しさ ②もっと力を付けたい
14	①意見と事実を区別する力が、私には必要
15	①そうか！ 選択議定書を批准すれば最高裁判決も、条約を遵守するようになる！ ②物ごとを見る、発言する上で、意見と事実を区別する、そしてエビデンスが大事ということ
16	①課題を条約へ！あてはめよう...は、自己認識確認で良かった
17	—
18	①リーガルマインド5つの視点が興味深かった ②議定書の取組みについて説明して下さった点がよかった。市民運動の広がりを感じた
19	①考えと事実は違う。どちらも必要 ②違和感を感じる事が原動力になる

8

資料3：会場の様子

